

茨木市部活動の在り方に関する方針

令和6年4月
茨木市教育委員会

はじめに

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

また、部活動顧問等の指導のもと、学校教育の一環として行われ、献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一役を担ってきた。

しかし、本市において学校部活動に加入する生徒は減少傾向にあり、また、専門的な技術指導ができないといった教員の割合は高まりつつあるなど、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によってはその存続が厳しい状況にある。このような状況下において、教職員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、現状より一層厳しくなっている。

このような中、国においては、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和2年には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の通知において、公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

さらに、令和4年6月および8月には、スポーツ庁および文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえて地域移行に取り組むべく、令和4年12月にスポーツ庁および文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。これを受け、大阪府が令和5年8月に「学校部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月策定）を「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」として改定し、地域の実情に応じた部活動改革の推進に取り組むこととした。

このような状況を踏まえ、本市においても、働き方改革の視点を踏まえたうえで、学校部活動の在り方に関する見直しや改善に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

また、部活動における体罰・ハラスメントの防止や熱中症対策の徹底、勝利至上主義の指導に陥ることなく、適切な休養日等の設定を行う等、部活動の指導者が指導に当たる際に特に意識すべき項目を示すとともに、持続可能な部活動の体制整備を図ることが重要である。

そこで、令和2年3月に改訂した「茨木市部活動に関する在り方に関する方針」を再改訂することとし、地域の実情に応じて、部活動改革を段階的に進めていくことをめざすものである。

本方針策定の趣旨等

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものとする。
- 生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
 - ・ 部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。
 - ・ 体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係を形成する。
- このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
- しかしながら、部活動における過度な活動や勝利至上主義の考え方等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。
- このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」（以下、「スポーツ庁及び文化庁のガイドライン」という。）に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。
- 本方針は、中学校段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。
 - ・ 生徒が、スポーツや文化芸術活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、文化芸術等に親しむための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

I 学校部活動

- 学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること。
- 体罰・ハラスメントの防止の徹底や適切な休養日等の設定を遵守すること。
- 学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、特に、「1. 適切な運営のための体制整備」「2. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」「3. 適切な休養日等の設定」に示す内容について徹底すること。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る方針の策定

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員・部活動指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うとともに、毎学期、活動実績（様式3）を市教育委員会に提出する。
- ウ 市教委及び校長は、教員の部活動への関与について、「国ガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁および文化庁）および「府の方針」（令和5年8月 大阪府）や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長および部活動の指導者（顧問、部活動指導員や部活動指導者）は、部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）や「国ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事

故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながるとは限らないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入すること。

また、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

ウ 部活動の指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引き等を活用して、適切な指導を行う。

エ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、校長および部活動の指導者は市教育委員会の「熱中症事故の防止について」（令和6年3月 茨木市）に則ったうえで、適切に対応する。（こまめな水分補給や休憩の指示、健康観察等）

（2）体罰・ハラスメント防止の徹底

学校 部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

校長および部活動の指導者は、学校部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

3. 適切な休養日及び活動時間の設定

成長期にあたる生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）および活動時間については、以下を基準とする。

生徒の健全な成長の確保

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に中学校体育連盟等が主催する公式戦の大会参加等で活動した場合は、休養日を直近の週の他の日等に振り替え、年間104日以上設定する。）
 - ・生徒の健全な成長の確保を目的とした休養日の設定であるため、休養日を定期考査期間等にまとめて振り替えることがないように、留意すること。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、大会等を除き3時間程度とし、部活動の指導者は、できる限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うとともに、生徒の主体性が育まれるよう、指導を工夫する。
- 「1. 適切な運営のための体制整備（2）ウ」にあるとおり、教員の負担が過度にならないよう、年間を通して17時に活動を終了し、17時15分に生徒が完全下校できる形を推奨する。（公式戦の大会前等については、各校の部活動に係る活動方針に則り、活動を行う。）
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

教員の多忙化解消・負担軽減

- 全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上設定する。

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無等を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しむ、適度な頻度で行えるなど 多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
また、希望する全ての生徒 が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。
- イ 府及び市は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合等、実態に応じて、拠点校や合同部活動等の取組みを推進する。
- ウ 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5. 学校部活動の地域連携

- ア 校長は、市と連携し、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力を得ながら、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を推進する。
- イ 校長は、市と連携し、地域の実情に応じて、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深めるとともに、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深め、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携した活動を推進する。

II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国ガイドラインや府の方針を踏まえ、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとともに、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていくこと。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があること。
- 上記を踏まえ、地域の実情に応じた取組みに資するよう、その進め方や検討体制等について示す。

1. 学校部活動の地域連携や地域移行に向けた段階的な体制づくり

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備にあたっては、各市町村におけるスポーツ・文化芸術の振興の方針・計画や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術活動の実態やスポーツ・文化芸術環境等を踏まえて、移行に向けた体制づくりを段階的に進める。

その際、直ちに学校部活動の地域移行が困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や地域のスポーツ人材の部活動指導員としての配置等、適切に生徒の活動環境を確保する。

2. 新たな地域クラブ活動の体制整備

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をしたうえで活動計画および方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、府及び市の関係部署や地域にスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

3. 市内における大会等の参加資格等の見直し

- ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、各大会において参加資格の拡大を含めた見直しを検討する。
- イ 大会等の主催者は、参加する生徒等の健康と安全を守るため、各種目・部門の特性等を踏まえ、大会等の開催時期について見直しを図るとともに、特に夏季においては熱中症予防のための対策を講じる。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、例えば、試合数を調整するなど、可能な限り、生徒の体調管理を生徒の体調管理を最優先に対応する。

附 則

(施行期日)

この方針は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和2年3月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から実施する。